

## 環境影響評価調査計画書審査意見書

「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
舩添 要一

### 記

#### 第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称：日野市  
代表者：日野市長 大坪 冬彦  
所在地：東京都日野市神明一丁目12番地の1
- 対象事業の名称及び種類  
名称：日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業  
種類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地  
東京都日野市石田一丁目210番地の2

## 第2 意見

### 【悪臭】

本事業は、既存施設を建て替えることから、現況と比較し評価する必要があるため、敷地境界の4地点のみならず、気体排出口（煙突）の臭気排出強度についても、調査対象として追加すること。

## 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。